

地方社会福祉審議会の設置について

本市は、令和2年（2020年）4月1日に中核市への移行を予定しています。中核市移行に伴い、様々な事務権限が委譲されますが、福祉分野における権限移譲の一つとして、地方社会福祉審議会を設置する必要があります。

このため、福祉審議会をはじめ、既存（現行）の福祉に関する審議会・委員会の一部は来年3月31日をもって廃止し、新たに吹田市社会福祉審議会及びその専門分科会並びに審査部会を設置します。

中核市制度

政令で指定する人口50万人以上の指定都市以外に、人口20万人以上の要件を満たす都市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようにした都市制度。

1 地方社会福祉審議会

社会福祉法に基づき、都道府県並びに政令市及び中核市に設置されるもの。社会福祉に関する事項を専門的見地から調査審議するため、社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、市長の諮問に対して答申を行い、又は関係行政機関への意見を具申することを目的としているものです。

2 設置根拠

社会福祉法（以下「法」という。）第7条

3 地方社会福祉審議会の所掌事項

(1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項

(2) 法第12条第1項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項

※法に定める地方社会福祉審議会の特例として、市は条例で定めるところにより、同審議会に当該事項を調査審議させることができるとされています。

4 委員及び臨時委員の任命

法第8条及び第9条に基づき、地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、中核市の長が任命することとなります。

地方自治体ごとに異なりますが、委員の任命については、議員、社会福祉事業の従事者、学識経験者をすべて任命する場合や、社会福祉事業の従事者及び学識経験者を任命する場合などがあります。

5 吹田市社会福祉審議会 の設置

社会福祉審議会は、現在は府に設置されており、府内における民生委員審査、身体障がい者福祉及び児童福祉等、福祉行政関係の重要事項について調査審議を行っています。中核市移行後は、市も設置することになります。

審議の対象が本市内に限定されることになるため、本市の実情に合わせた専門分科会等を設置し、課題解決に向けた具体的な調査審議を行うことにより、福祉サービスの充実を図ります。

また、既存（現行）の審議会等の整理を行うことにより、効率的で質の高い審議会運営に取り組みます。

吹田市中核市移行基本計画(平成30年(2018年)7月策定) 25 ページ抜粋

6 吹田市社会福祉審議会 の構成等（案）

(1) 審議会構成

審議会の所掌事項は福祉行政の多岐にわたるため、各分野において地域の実情を踏まえるとともに、専門的な見地から調査審議するため「専門分科会」を置きます。また、身体障害者福祉専門分科会においては「審査部会」を置きます。 **詳細は、資料6**

(2) 委員等の構成

社会福祉事業の従事者及び学識経験者から市長が任命します。法に基づき、社会福祉審議会は委員のみとして、各専門分科会の正副分科会長を中心に構成します。

各専門分科会（民生委員審査専門分科会除く）及び身体障害者福祉に係る審査部会は委員及び臨時委員で構成します。

臨時委員は、より専門的な調査審議に力点が置かれることから、地域の実情に応じて柔軟に設置される専門分科会の専門的な委員として位置付けられます。なお、委員任期は3年として考えています。

(3) 委員等の任命

本市では、既存の福祉分野の審議会等を統合する形で社会福祉審議会を設置しますが、社会福祉審議会の所掌事務には、福祉に関する各種計画策定等に係る事項の調査審議が含まれます。これまでの審議の継続性を担保するため、既存の審議会等の一部を専門分科会に移行させるに当たり、当該審議会等に御就任いただいている委員を、社会福祉審議会の委員及び臨時委員に任命させていただきたいと考えています。

なお、法に規定がないことから、社会福祉審議会の委員として市民委員を任命することはできません。しかしながら、本市福祉行政の推進には、市民の立場からの意見や助言等を聴取することは非常に重要であると考えており、アドバイザー的な位置付けとして、専門分科会（障がい者福祉、高齢者福祉及び地域福祉）に御参画いただきたいと考えています。